

みやこ
京・くらしの安心安全情報 第120号

(令和3年12月)

京都市消費生活総合センター

～ 目次 ～

第3次京都市消費生活基本計画を策定しました！(2, 3面)
消費生活総合センターは、中京区総合庁舎へ移転します！
(4面)

解約したはずなのに…。お試しじゃなかったの!?

予期せぬ「サブスク」請求トラブルにご注意



「サブスクリプション」(「サブスク」)というサービスをご存じでしょうか？

定められた料金を定期的に支払うことで、一定期間、商品やサービスを利用できるサービスです。解約の手続をしない限り、商品やサービスの提供は継続し、支払も継続します。2021年以降、全国の消費生活センターには、この「サブスク」に関する相談がたくさん寄せられています。

【サブスクのサービス例】

- | | | |
|-------|-----------|--------|
| ○動画配信 | ○音楽配信 | ○専門家相談 |
| ○学習教材 | ○衣服等のレンタル | ○外食 |



■ 英会話教室無料体験申込 ■

クレジットカード番号を入力
※無料期間は1箇月
※無料期間を過ぎて解約されない場合は、自動的に有料プラン(5,000円/月)に移行します。

■ 動画配信アプリサブスクリプション ■

1週間トライアル 500円!
いつでも動画見放題!!
利用開始日 ○月×日
利用料金 1,500円/月
【申し込む】



- ・「月500円」ならと思って契約したが、定額会員になっていた!
- ・無料期間中に解約したはずなのに、料金が引き落とされていた!
- ・スマホからアプリを削除すれば、解約できると思っていた!

などのトラブルが発生しています。



【アドバイス】

- 「無料体験」などの広告等をきっかけにサブスクを申し込む際は、無料期間や無料の条件など、契約条件をよく確認しましょう。
- アプリを削除しただけでは、解約になりません。サブスクを申し込む前に、事業者の連絡先や解約方法をよく確認しましょう。
- 解約手続が完了したか、よく確認しましょう。解約完了メールや画面のスクリーンショットを保存しておきましょう。
- 利用していないサブスクの支払がないか、クレジットカード等の明細は毎月確認しましょう。



第3次京都市消費生活基本計画を策定しました！

京都市では、市民の皆様が安心して安全な消費生活を送ることができる権利など、京都市消費生活条例で定める7つの消費者の権利の実現を図るため、消費生活基本計画を策定し、様々な取組を推進することとしています。

現行の第2次京都市消費生活基本計画の取組期間が令和2年度末で終了したことから、この度、近年の消費生活における現状や課題を踏まえた新たな計画を策定しましたので、内容を簡単にご紹介させていただきます！！

近年の消費生活における現状・課題



【新型コロナウイルス感染症の拡大】



- 2020年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、
 - ① 不適切な販売・合理的でない消費行動の増加
 - ② 新しい生活様式の導入
 - ③ 収入減少による生活困窮者の増加など、私たちの消費生活に大きな影響を及ぼすこととなりました。

【高齢化の進行】



- 出生率の低下により、少子高齢化が進行し、全国的には2008年をピークに人口が減少しています。本市においても、減少局面を迎えており、将来人口統計では、2035年には、3人に1人が65歳以上の高齢者となると見込まれています。

【成年年齢の引下げ】



- 民法の改正により、2022年4月に成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることから、新たに成年となる18歳、19歳の若年層が未成年者取消権を行使することができなくなり、これに伴う消費者被害の急増が懸念されます。

【持続可能な社会の実現への関心の高まり】



- 2015年9月に「持続可能な開発目標（SDGs）」が国連サミットで採択されたことに伴い、「誰一人取り残さない」という理念の下、環境、経済、社会を巡る様々な課題に社会全体で取り組もうとする基盤が形成されました。

これらの現状や課題を踏まえ、次のとおり基本方針等を設定しました！



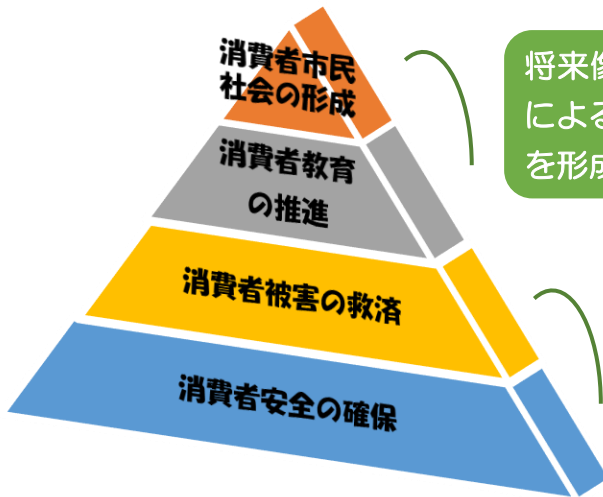
計画の目指すべき将来像と基本方針・重点取組

目指すべき将来像

- ① 消費者が安心・安全に暮らせる社会の実現
- ② 京都固有の文化をいかした消費行動による「消費者市民社会」の実現

基本方針の構成

計画を体系的に推進し、消費者が上記の将来像を実現するために消費者市民へ移行する工程として、基本方針を4つに分類し、具体的な施策を展開していきます！



将来像②京都固有の文化をいかした消費行動による「消費者市民社会」の実現に向けた基盤を形成するもの

将来像①消費者が安心・安全に暮らせる社会の実現に向けた基盤を形成するもの

体系的で分かりやすい！～



基本方針1 消費者安全の確保

■市民が安心・安全な消費生活を実現するためには、消費者被害を未然に防止することや商品等の安全を確保する必要があるため、商品等の表示・広告の適正化や非常時における合理的な行動の推進を図るための施策を展開します！

基本方針2 消費者被害の救済

■社会情勢の変化により、消費者被害の内容が複雑化・多様化していることを踏まえ、消費者被害の未然防止を図るとともに、消費生活相談をはじめとする消費者被害の救済体制の一層の充実・強化を図ります！

基本方針3 消費者教育の推進

■自ら考え行動する「自立した消費者」になるため、学校、地域、家庭、職域等の様々な主体が相互に連携しつつも、それぞれの立場において、消費者が、生涯を通じて切れ目なく消費者教育を受けられる機会の充実を図ります！

基本方針4 消費者市民社会の形成

■日常の消費は、社会を変える原動力となるため、正確な情報を迅速に発信し、消費者が持続可能な社会の形成に向けて自主的に行動することを支援するとともに、様々な主体が連携・協働することができる基盤を整備します！

① 『消費者安全確保地域協議会』の設置

重点取組

■消費者安全確保地域協議会とは、地域の様々な主体が、消費生活上特に配慮を要する高齢者等について、消費者被害に巻き込まれないように、目配り、気配りする体制のことをいいます。

② エシカル消費の普及促進

■エシカルとは、「倫理的・道徳的」という意味で、エシカル消費とは、人や社会・環境や地域に配慮した消費行動のことをいいます。

消費生活総合センターは、中京区総合庁舎へ移転します！

京都市消費生活総合センターは、令和4年2月14日に中京区総合庁舎へ移転することになりました。移転に当たっては、各種ご相談の電話番号が全て変更となります。2月14日以降は、移転後の電話番号へお掛けください。（なお、移転日以前は、これまでの電話番号へお掛けください。）移転後も変わらず、市民の皆様の身近な味方として、安心・安全な消費生活へ向けた取組を進めてまいります。

■消費生活相談	TEL 256-0800
	【移転後】TEL 366-1319
商品やサービスに関する契約上のトラブル、悪質商法による被害、訪問販売や通信販売等における事業者とのトラブル、製品事故や安全性を欠く製品被害など、消費生活に関する相談を受け付けています。	
■多重債務相談	TEL 256-3160
	【移転後】TEL 366-1316
債務状況について事情をお聴きし、必要に応じて、多重債務相談を専門とする弁護士への橋渡しを行います。	
■交通事故相談	TEL 256-2140
	【移転後】TEL 366-3305
交通事故の被害者や加害者に対し、専門相談員が示談の方法、賠償問題に関する相談を受け付けています。	
■法律相談（予約・問合せ） ■市政一般相談	TEL 256-2007
	【移転後】TEL 366-3349
日常生活を営む上で抱える様々な法律上の疑問や問題について、問題解決の糸口となるよう、弁護士による法律相談を受け付けています。また、市民の皆様からの要望・苦情・問い合わせ等を電話などで伺ったうえで、適切な窓口のご案内等を行っています。	
■出前講座（申込み） ■食品表示（品質事項）お問合せ	TEL 256-1110
	【移転後】TEL 366-2250
■FAX 番号	256-0801
	【移転後】 366-2259

相談受付時間：午前9時～午後5時（相談無料）

閉庁日：土、日、祝・休日、年末年始（12月29日～1月3日）

京都市消費生活総合センター

☎256-0800（消費生活相談専用）

☎256-3160（多重債務相談専用）

相談受付時間

月～金（祝・休日を除く。）

午前9時～午後5時

この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収
等へ！

京都市中京区烏丸御池東南アーバネックス御池ビル西館4階

ホームページ <http://kyoto-soudan.jp/> ツイッターアカウント @kyoto_soudan



*土・日・祝・休日（年末年始を除く。）の緊急時のご相談は、
土日祝日電話相談 ☎811-9002 午前10時～午後4時（電話相談のみ）

令和3年12月発行 京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター 京都市印刷物 第033178号

